

学校法人みその幼稚園 父母の会会則

第1章 総 則

第1条 (名称及び事務局)

本会は、学校法人みその幼稚園父母の会と称し、事務局を同幼稚園に置く。

第2条 (目 的)

本会は、当幼稚園の教育理念を理解し、園児・プレクラスの父母（家庭）が園と協力して、会員相互の親睦を図り、園との連携を密にしてその運営および行事に協力し子ども達の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は目的達成のため、次の事業を行なう。

1. 園の行う行事に対する協力。
2. 父母（会員）のための成人教育活動。
3. 園の教育環境充実のための活動と協力。
4. 子ども達の福利厚生に関する活動と協力。
5. 保育上必要な経費の補助。
6. その他目的達成に必要と認められる活動。

第2章 組 織

第4条 (会 員)

本会の会員は、園児の父母、プレクラス幼児の父母、もしくはこれに代わる者をもって組織する。

第5条 (役 員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----------|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 2名 |
| 3. 会 計 | 事務局（幼稚園） |
| 4. 庶 務 | 事務局（幼稚園） |
| 5. 会計監査 | 2名 |
| 6. 委 員 | 若干名 |

第6条 (顧問・名誉会長)

1. 本会は顧問として園長を推薦する。
2. 本会は、名誉会長を置くことができる。

第7条 (選 出)

1. 本会の役員は園の推薦を受けた者を総会において承認を得て決定するが、自薦を妨げない。

第8条 (役 務)

会長を始めすべての会員は、本会の歩みが第3条にあげられた目的に叶って活動するよう、顧問（園長）と常に密な連絡をとり、園とその教職員との連携を図り、園と子ども達への協力態勢を崩すことのないよう十分に留意する。

第9条（任期）

1. 役員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし役員に欠員が生じた場合は、会長が役員会の承認を得て委嘱し、その任期は前任者の残任期間とする。
2. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第3章 会議

第10条（種類）

本会は次の会議を行う。

1. 定例総会・臨時総会・役員会・その他の会議。
2. 定例総会は年度初め（4月）と年度末（3月）に開催し、役員の選出・予算決算・事業の計画及び報告・その他重要事項を審議、決定する。
3. 必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。
4. 役員会は必要に応じて開催できる。
5. 会長は必要に応じて役員会と園の承認を得てその他の会議（委員会）を組織することができる。
6. 理事長・園長・教職員は各会議に出席し意見を述べる事ができる。

第11条（招集）

本会の会議は会長によって招集され全会員の3分の1（委任状を含む）の出席をもって会議の成立とみなし、決議には出席者の過半数の賛成を必要とする。

第4章 会計

第12条（会計）

1. 本会の経費は、会費及、寄付金、その他の収入をもって当てる。
2. 会費は年額7200円とし、年度初め（4月）に徴収する。
年度途中の入園児、プレクラス幼児については月割り清算し徴収する。
3. 本会の会計は会計監査によって監査を受ける。
4. 本会の会計年度は毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 運営規定

第13条（会則改正）

本会の会則は総会の議決によって改正することができる。

（付 則）

1. この会則は、昭和53年3月3日より実施する。
2. この会則は、平成9年3月15日より実施する。
3. この会則は、平成12年4月1日より実施する。
4. この会則は、平成14年4月1日より実施する。
5. この会則は、平成17年4月1日より実施する。
6. この会則は、平成27年4月1日より実施する。
7. この会則は、平成29年4月1日より実施する。
8. この会則は、令和5年4月1日より実施する。